

プロジェクト	実務対応 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いについて
項目	第 136 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 136 回実務対応専門委員会(2020 年 12 月 9 日開催)で議論された、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いの事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

II. 分析について聞かれた意見

コメントの全文とそれらに対する対応について

(事前交付型の会計処理)

2. 新株を発行した場合の払込資本の内訳項目についての対応案において、これまで会計上の資本金の額は法律における資本金の額とあわせることとしてきているという旨の記載がされているが、資本金の額に会計上や法律上といった分け方がないのではないか。
3. 年度通算で費用が計上される場合は対応する金額を資本金又は資本準備金に計上し、四半期会計期間で費用を計上する場合は対応する金額をその他資本剰余金で計上するとされているが、年度と四半期で異なる項目で計上することとした理由について、現状の記載で表現されているのか。
4. 四半期会計期間で費用を計上する場合は対応する金額をその他資本剰余金で計上し、年度の財務諸表では資本金又は資本剰余金を計上するという会計処理は、資本金の登記という観点からも実務的に問題ないという理解でよいのか。
5. 実務対応報告案では想定される典型的な取引についてのみ基本的な会計処理を示すこととされているが、実務的には、割当日の前に対象勤務期間が開始することも考えられ、その場合には株式引受権が計上されることが考えられるということをコメントへの対応に記載することも考えられるのではないか。
6. 事前交付型の権利確定日を明確化すべきであるというコメントの対応案において、権利確定日の考え方が示されているが、これについて実務対応報告には記載は行わず、コメントへの対応でのみ示すということにしたのはどのような理由からか。

(開示)

7. 事後交付型において交付されることとなる株式について、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針における条件付発行可能普通株式として取り扱わない場合は、その理由を結論の背景に記載することを検討して頂きたい。
8. 事後交付型において交付されることとなる株式について、潜在株式調整後1株当たり純利益の算定の設例を示すことが必要と考えられるとのコメントに対して、対応が記載されていないのではないかと。
9. いわゆる現物出資構成による取引を行った場合に当該取引が引き続き関連当事者取引の開示対象になるのかというコメントについて、当該事項についての検討は行っていないと対応案に記載されているが、いわゆる現物出資構成による取引における実務との比較を行っているものと考えられ、コメントへの対応となっていないのではないかと。

(その他)

10. 対象勤務期間について、定義においては契約において定められた期間とされている一方、結論の背景のなお書きにおいては条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められている期間となると考えられるという旨の記載があり、これらの関係性について、例えば、定義でも異なるケースがあることを明確化すべきである。
11. 本実務対応報告の事後交付型の設例について業績条件が付されている場合の設例を示すべきというコメントの対応案において、想定される典型的な取引のみについて設例を示している旨の記載がされているが、実務においては本実務対応報告における事後交付型について業績条件を含むものが多くなると考えられ、対応案の記載を検討する必要があるのではないかと。
12. 本実務対応報告の適用範囲に含まれないが経済実態の類似する取引について、本実務対応報告の類推適用の可否及びその理由について、コメント対応に記載の内容も含めて、本実務対応報告に記載することができないか検討して頂きたい。

以 上